

全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書

今、天災ともいふべき「コロナ禍」により、日本経済の基盤である企業が大小を問わず、売上高30%減、50%減あるいは休業の危機、資金繰りの危機に追い込まれ、廃業や倒産に追い込まれようとしています。数か月続けば、運転資金は涸渇します。今、緊急経済対策として日本政策金融公庫等の金融機関により緊急運転資金の貸し付けが実行されています。

ただ、いつ回復するかわからない経済状況下で、長くても数年先には返済が始まる融資のみでは、「経営計画（借入返済計画）」は砂上の楼閣となる危機に満ちています。負債が膨れ上がりバランスシートは確実に劣化します。

私たちが要望する「永久劣後ローン」融資制度は大小問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）のなかで、自信をもって返済計画を織り込める融資制度となります。具体的には地域金融機関が、返済期限を定めない「永久劣後ローン」を実行し、政府がコロナ対応の緊急融資における保証協会によるセーフティネット保証のような地域金融機関が融資を実行しやすい仕組みを構築し、「擬似資本」を中小企業に注入することです。中小企業は金利を支払い、長期間で損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本を一括返済します。

「永久劣後ローン」の永久には、期間をより長くという意味もありますが、通常の劣後ローンにおいて償還までの残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ資本とみなす部分を通減させる取扱いを回避させ、企業が再建後に「永久劣後ローン」を通常の長期借入金に借り換え易くするためです。

地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援し育てることを目的とするものです。

よって、国におかれては、次に掲げる事項を実施されるよう強く要望します。

資本増強策として全企業を対象とする「永久劣後ローン」融資制度の創設

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

議会

内閣総理大臣 殿